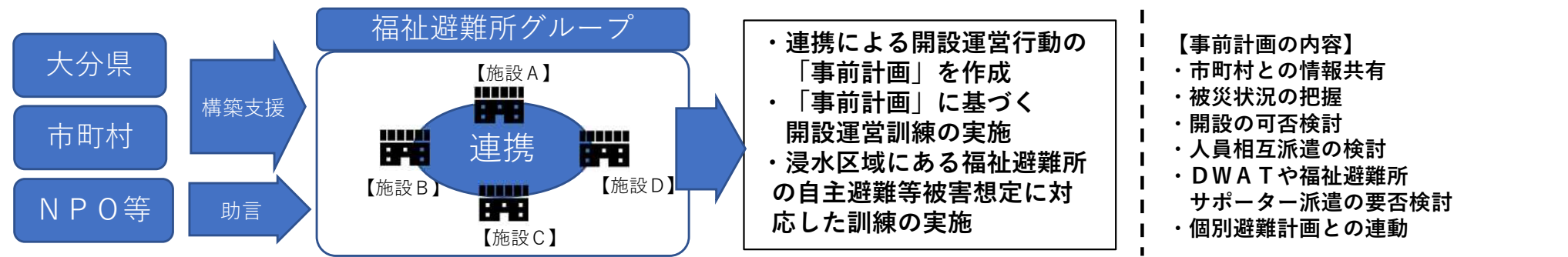


福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金【R7年度～】

目的

能登半島地震で施設職員の被災によるマンパワー不足で福祉避難所が開設困難となり、災害時要支援者が遠隔地への避難を余儀なくされたことを踏まえ、地域内での福祉避難所間による連携体制構築を支援する。

連携体制構築のイメージ



補助金の概要

【補助条件】

- 福祉避難所5～10施設程度による「グループ」の設置
 - グループ内での相互連携による開設運営行動を定めた「事前計画」を作成し、「開設運営訓練」を実施
- ※上記の取組における市町村の関与を必須とする。

【補助対象経費】

- 福祉避難所グループ設置に係る協議旅費、資料作成費
 - 事前計画作成及び開設運営訓練実施に係る協議旅費、講師等謝金、資料作成費、物品購入費、会場借上料等
- ※計画実施に必要な資機材の整備については、「防災・減災対策加速化支援事業費補助金」（県防災局）を活用可能

【実施主体及び補助率、補助条件等】

- 実施主体・・・福祉避難所グループ（県から福祉避難所グループへの直接補助）
- 補助率・・・10/10
- 限度額・・・1グループあたり50万円を上限

【目標】 R7：3グループ、R8：6グループ、R9：9グループ